関西電力送配電株式会社

2025 年３月

# 太陽光発電設備の運転開始後における増設の取扱い

## １．太陽光発電設備の増設にかかる新たな取扱いについて

運転開始後に太陽光発電設備の出力増加を行う場合、既存認定設備の認定変更を行い、増設後は原則として、既設分は従来の単価を維持し、増設分のみ最新単価を適用し、それぞれの単価を加重平均で算定※1 することとなります。［イメージ①参照］

ただし、既存認定設備と増設設備からの再生可能エネルギー電気の供給量が的確に計測できる構造としたうえで、増設部分を別設備として新たに認定を取得した場合には、既存認定設備に対する調達価格・調達期間は維持しつつ、増設認定設備に対しては、増設時点の調達価格・調達期間が適用されることとなりました。（以下、「増設別計量の取扱い」といいます。）［イメージ②参照］

＜イメージ①＞

・既存認定設備の変更認定により出力増加を行う場合

※1 増設後の単価は以下の計算式によって算出されます。

$$\text{増設後の単価}=\frac{13.2\text{円/kWh}\times 50+9.79\text{円/kWh}\times 10}{\text{太陽電池の総出力}60\ (=50+10)}=12.63\text{円/kWh}$$（小数点第三位以下切り捨て）

＜イメージ②＞

・増設設備について新規認定を取得し増設別計量の取扱いを行う場合

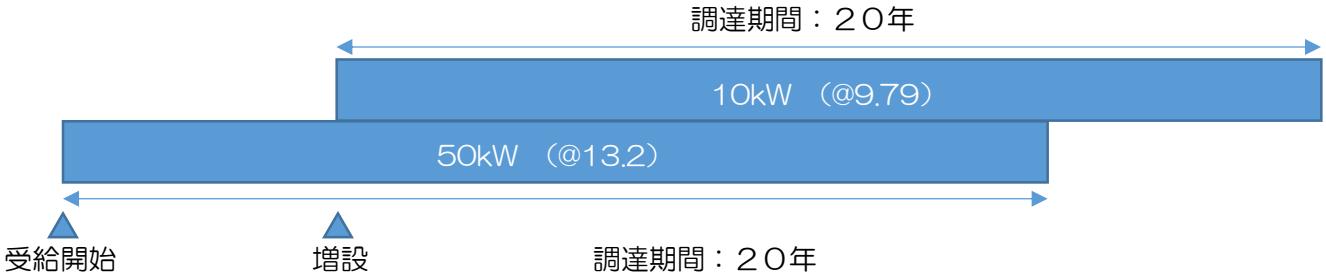


## ２．増設別計量の取扱いを希望される場合の必要・注意事項について

（１） 既存認定設備と増設認定設備からの再生可能エネルギー電気の供給量が的確に計量できるよう、当社が設置・管理する売電メーターとは別に、発電事業者が、既存認定設備と増設認定設備のそれぞれの交流配線側（一般負荷があり余剰配線となる場合は、当該一般負荷と各設備との間）に発電メーターを設置し、契約期間にわたって保守管理していただく必要があります。また当社に申込みいただく際は、発電メーターの設置場所がわかるよう単線結線図への記載をお願い致します。

［イメージ③参照］

なお、発電事業者が設置・保守管理する発電メーターは、計量法第１６条第１項に定める検定を受ける必要があり、違反した場合には、計量法第１７２条第１項に基づき、６ヶ月以下の懲役若しくは５０万円以下の罰金、またはこれらが併科されます。

（※契約期間中に検定の有効期間が満了する場合は、有効期限前までに検定済みかつ有効期限内のものと取り替えていただく必要があります。）

＜イメージ③＞

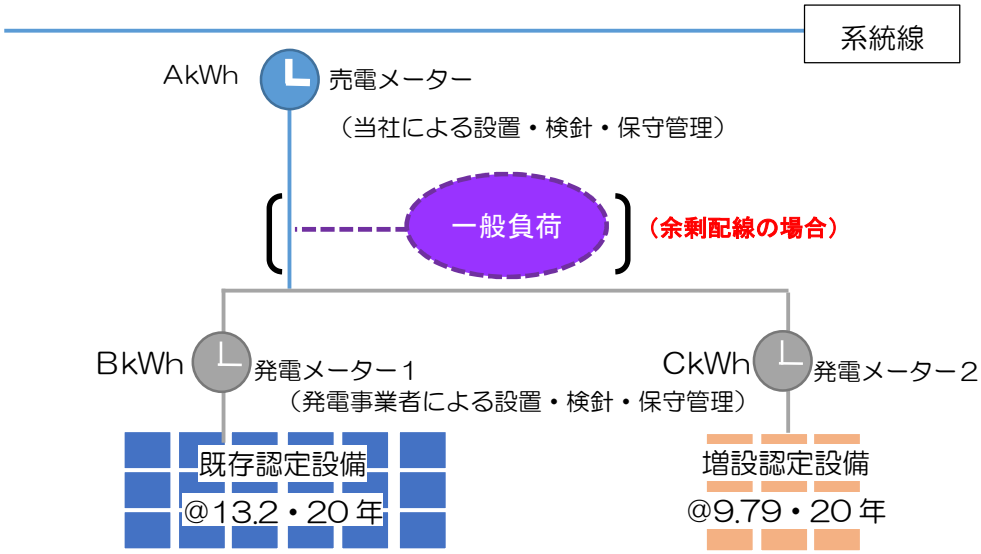


（２）　毎月の受給料金を既存認定設備と増設認定設備ごとの発電電力量にもとづき算定するために、契約期間にわたり、以下①～②のとおり検針結果を当社に報告していただく必要があります。

①毎月、当社が指定する日※2（休日・祝祭日となる場合もある）に発電メーターを検針する。

②毎月、当社が指定する日※3（前記①の検針日と異なる場合もある）の午後５時までに、①の検針結果（各発電メーターの当月指示数、前月指示数およびその差し引きにもとづく当月の発電電力量）を所定の様式にてメールで当社に報告する。

※2　当社が指定する日は、発電事業者毎に異なりますので、特定契約締結後、別途、お知らせします。

※3　当社が指定する日は、「送配電買取実績照会サービス（うちの発電量）」に表示する『次回検針日』となりますので、毎月ご確認ください。　［イメージ④参照］

＜イメージ④＞
送配電買取実績照会サービス（うちの発電量）にて『次回検針日』を確認する場合

**受給電力量の内訳**

| | |
|---|---|
| 当月指示数 | |
| 取替後電力量(kWh) | |
| 前月指示数 | |
| 取替前電力量(kWh) | |
| 今回検針日 | |
| 計器番号 | |
| 乗率 | |
| 次回検針日 | 02月21日 |

（３）　以下①～⑤の場合は、既存認定設備と増設認定設備からの再生可能エネルギー電気の供給量が的確に計測できないため、理由の如何にかかわらず、当該月の受給料金は、各認定設備に適用される調達価格のうち「最も安い調達価格」を適用して算定します。

①発電メーターが故障した場合
②発電メーターが計量法に定める検定を受けていない（有効期限を超過した場合を含む）場合
③当社が指定する日に発電メーターを検針しなかった場合
④当社が指定する報告期限までに検針結果を報告しなかった場合
⑤その他理由により各認定設備からの電気の供給量を特定できなかった場合

（４）　前記（３）①～⑤の原因となる事由を発電事業者がすみやかに是正しない場合、当社は、特定契約を解除いたします。

３．増設別計量の取扱いにおける各認定設備の受給電力量について

（１）　当社は、毎月、発電事業者から受領した発電メーターの検針結果をもとに、以下の算定式にもとづき、各認定設備の受給電力量を算定します。[イメージ③参照]

・既存認定設備の受給電力量＝AkWh×$\frac{\text{BkWh}}{\text{BkWh}+\text{CkWh}}$　（小数点以下、四捨五入）

・増設認定設備の受給電力量＝AkWh－既存認定設備の受給電力量

また増設認定設備が複数の場合は、調達価格の高い順に上記算定式にもとづき、各認定設備の受給電力量を算定します。

ただし、２.（３）①～⑤に該当した場合の当該月における受給電力量は、最も安い調達価格が適用される増設認定設備の受給電力量をＡｋＷｈとし、その他認定設備の受給電力量を0kWh とします。

（２）　当社は、前記（１）のとおり算定した受給電力量および受給料金を、「受給電力量のお知らせ」または「送配電買取実績照会サービス（うちの発電量）」によりお知らせします。

４．太陽光発電設備を増設されるに伴って「増設別計量の取扱い」を行う場合、前記のように発電事業者様に契約期間を通して遵守いただくべき事項が多くあるため、その内容を充分にご理解のうえご決定くださいますようお願い致します。

なお、当社に申込みいただく際には、原則、申込時に、当該取扱いに関する同意書を提出いただく必要があります。

※その他ご不明な点がございましたら、お近くの関西電力送配電までお問合せください。
資源エネルギー庁ＨＰにも「増設別計量に関するＱＡ」が掲載されていますので、併せてご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html

以　　上